www.alpajapan.org

Date 2014.6.10

No. 37 – 51

東京都大田区羽田 5-11-4 フェニックスビル

TEL.03-5705-2770 FAX.03-5705-3274

E-mail:office30@alpajapan.org

## JAL 不当解雇裁判高裁も 不当判決!

JAL不当解雇裁判の控訴審は6月5日に東京高裁101号法廷にて判決が言い渡されました。 結果は原告団の請求を全て棄却するという不当なものでした。

2010年12月31日にJALから整理解雇された81名の運航乗務員と84名の客室乗務員は、 地位確認をもとめて東京地裁で闘いましたが、2012年3月29日の判決は、「再生計画に基づ く人員計画達成のための整理解雇である」ことを理由に原告の請求を棄却しています。そこで、 原告団はこの控訴審では、大きく以下の2点について主張・立証を展開して闘いました。

- 1. 解雇の時点で JAL 更生計画の人身削減目標数は既に達成され、解雇の必要性は なかった。
- 2. 解雇に至るまで、JAL の信義則違反・不当労働行為が行われたこと。

更生手続き開始当初、管財人自らワークシェアなど雇用継続のための解雇回避措置を 各労組に約束していた。しかし、JAL はその約束を反故にして整理解雇前提の乗務外 しで当該者に圧力をかけて「希望退職」を強要し、それ以外の解雇回避努力は一切行 わなかった。

解雇の人選基準(年齢、病欠)も、安全軽視の不合理性が明白であるだけでなく、労 働組合の中心メンバーの狙い撃ちが明らかであること。

対等の交渉力確保のために行われた JAL 乗員組合、キャビンクルーユニオンの争議 権確立投票に支配介入し、交渉においては解雇時点での実際の在籍者数(組合の調査 では既に削減目標を超過していたことを立証)を隠蔽したまま解雇を強行した。以上 の信義則違反・不当労働行為は、これに先立つ過去何 10 年に渡る JAL の一貫した「も のを言う組合」敵視の労務政策と一体であること。

これらの原告の主張・立証に対して、JAL は明確な反論・反証を行うことが出来ませんで した。また、更生手続き故の解雇だから合理性があるとの論理に対しても、多くの労働法学、 倒産法学、会計学の学者・研究者の方々から、その論理的誤りを追及する優れた意見書が多 数高裁に提出されました。

しかし、高裁判決は、法廷で行われた原告による明確な立証、被告 JAL がそれに対して明 確に反論できなかったという状況はまるでなかったかのような、地裁判決の弱点をさらに補 強した「再生計画を絶対視」するものです。原告団は即日上告を宣言しています。

高裁で立証された争点について事実の認否すら行われていない部分も多く、審議の不備と 言わざるを得ません。日乗連としては、この不当な判決を許すことは出来ません。昨年 10 月の 東京宣言などに基づき、活動を強化しなければなりません。今後のニュースで高裁判決の「不 備」についてご紹介していきます。



## IFALPA東京宣言

国際定期航空操縦士協会連合会(IFALPA) は、世界100か国、10万人のパイロットを代表する団体である。今週東京において、IFALPAの労働問題(Industrial)委員会および法務(Legal)委員会が開催されている。その中で、2010年12月31日に社員の解雇をもたらした日本航空(JAL)の再編について報告がなされ、年齢の高い者、過去に病気欠勤を取得した者が解雇の対象になったという事実を知り大いに失望した。差別を基準にしてパイロットを解雇することは間違いであり、公正かつ人間の尊厳を根本から踏みにじるものである。

JALの行為を是認した東京地方裁判所の判決は残念なものであり、かつ誤りであると確信している。両委員会によるこの結論は、2012年6月に国際労働機関(ILO)が表明した「JALの解雇は第87号および第97号を含むILO条約を侵害するものであり、速やかに是正されるべきである」という宣言によっても裏付けられている。

しかしながら、日本政府とJALの経営陣はこれまでILOの勧告に従っていない。 さらに、JALがこの不当解雇の問題に対処するため労働組合との協議を拒否し続 けていることは、良好な労使関係を保つ上で重大な過ちである。

IFALPAの労働問題委員会および法務委員会は、この争議の速やかかつ納得のいく解決策を見出すために、JAL経営陣が誠意を持って労働組合と協議するよう指導することを、日本政府に対し要請する。

IFALPA会長

Captain Don Wykoff

2013年10月22日